

リコール等に関する研究会の開催について（概要）

1. 経緯

平成17年に策定された消費者基本計画については、毎年度、検証・評価・監視のとりまとめを行っているところであるが、今年度の検証・評価・監視のとりまとめ（平成19年7月3日消費者政策会議決定）では、6月4日の国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について～官と民の新たなパートナーシップの構築～」を踏まえた施策、また近時の消費者をめぐる状況を踏まえた施策を当初の計画に付加するものとして盛り込み、国民の安全・安心のための対策を拡充・強化したところである。

特に、自主リコールの促進については、上記消費者政策会議で「自主リコールを促進するため、リコールの意思決定等について分野横断的共通指針を作成する－平成20年度までに一定の結論を得る。」とされたところである。

これらを受け、本年度においては、分野横断的な共通指針の策定について、国内外の動向等を踏まえ、準備的な検討作業を行う必要があることから、リコール等に関する研究会を開催する。

2. 目的

リコールの分野横断的指針の策定について、準備的調査・検討を踏まえ、指針のアウトラインを作成し、社告の在り方についても検討を行う。

【参考】

「消費者基本計画」（平成17年4月閣議決定）においては、「社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築」として、「消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討する－内閣府、関係省庁、国民生活センター、平成19年度までに一定の結論を得る。」とされている。

3. 検討項目（例）

- リコールの取組一般、考え方（国際的視点を含む）
- 製品の危険度の判断
- リコール開始の意志決定、最適方法の選択
- リコールの広報・伝達（社告の在り方を含む）、終了の意志決定
- 製造業者、販売業者、修理業者等の協力体制
- 事業者と第三者機関との連携

4. 検討の方法

リコールの実施について先駆的取組みを行っている国内事業者および事業者団体に対するアンケート・ヒアリング調査結果等を踏まえた検討

5. 研究会の予定

第2回 平成19年10月上旬開催予定

(*平成19年12月までに研究会を計6回程度開催予定)